

関係法令

京都市環境基本条例（抄）（平成 9 年 3 月 31 日，京都市条例第 92 号）

（審議会）

第 34 条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

（委員の任期）

第 36 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

京都市環境審議会規則（抄）（平成 6 年 5 月 19 日，京都市規則第 19 号）

（部会）

第 3 条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

京都市地球温暖化対策条例（抄）（平成 16 年 12 月 24 日，京都市条例第 26 号）

（施策の評価及び見直し）

第 56 条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第 1 項の評価及び第 2 項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

環境基本法（抄）（平成5年11月19日，法律第91号）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は，その市町村の区域における環境の保全に関して，基本的事項を調査審議させる等のため，その市町村の条例で定めるところにより，環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる

